

ガス事業法における手続き等について (旧簡易ガス事業関係)

1.各種手続き・・・・・・・・・・	P4	5.一の団地の解釈・・・・・・・・	P48
2.ガス小売営業について・・・・・	P16	6.法令違反事例について・・・・・	P63
3.供給計画・・・・・・・・・・・・・	P28	7.その他・・・・・・・・・・・・・	P69
4.指定解除に係る定期報告・・・・・	P37		

※産業保安監督部及び電力・ガス取引等監視委員会所管の手続き等は本資料には掲載しておりません

本資料について

- ・ 記載する用語の定義は以下の通り。

「法」 平成29年4月1日以降のガス事業法

「旧法」 平成29年3月31日以前のガス事業法

「改正法」 電気事業法等の一部を改正する等の法律

「令」 ガス事業法施行令

「施行規則」 平成29年4月1日以降のガス事業法施行規則

「小売指針」 ガスの小売営業に関する指針

※法令については「e-Gov法令検索」（以下URL）で検索可能。

<https://elaws.e-gov.go.jp/>

- ・ 旧簡易ガス事業者が営む「地点群」について、法令での用語ではないが一部「団地」と表記する。

ガス事業における法体系

ガス事業法

- ◆ ガス事業の登録等
(登録内容変更、合併、分割、全団地承継、
休止、廃止、解散)
- ◆ 供給計画の届出
- ◆ 供給能力の確保
- ◆ 料金その他供給条件の自由化
- ◆ 事前説明、契約後の書面交付
- ◆ 苦情等の処理
- ◆ 名義の利用等の禁止

改正法、旧法

※経過措置団地が対象（解除団地は対象外）

- ◆ ガス事業の許認可等
(地点変更、合併、分割、団地譲渡譲受、
休止、廃止、解散)
- ◆ 料金その他供給条件は約款（認可制）
- ◆ 供給義務
- ◆ 収支計算、資産額、部門別の報告

1.各種手続き

登録事項の変更（法第4条）に係る手続フロー（旧簡易ガス）

登録事項（法第4条第1項） <※①～⑦は第1項の各号を示す>

③・ガス発生設備（容器・調整装置・気化装置）及びガスホルダーの設置の場所、種類、能力別の数
 ・導管の設置の場所、内径、総延長、導管内におけるガスの圧力

④ 他の者からガス小売事業の用に供するためのガスの供給を受ける場合にあつては、当該ガスの量に関する事項

⑤ 小売供給の相手方の当該小売供給に係るガスの需要に関する事項
 （**団地名称**、供給地点住所、供給地点の数、最大ガス需要の見込み、供給能力の確保の見込み等）

① a 氏名又は名称
 b 住所
 c 法人にあつては代表者氏名

⑥・事業開始の予定年月日

②・主たる営業所の名称、所在地
 ・その他の営業所の名称、所在地

⑦・電話番号、電子メールアドレス、その他の連絡先
 ・ガス小売事業以外の事業概要

軽微な変更以外の事項を変更しようとするとき

軽微な変更該当する事項に変更があったとき

上記に変更があったとき

○ 様式第4「ガス小売事業変更登録申請書」により**事前に申請**を行う（変更理由書等添付）
 →変更登録後、事業者への登録の通知を行う

○ 様式第6「ガス小売事業変更届出書」により、遅滞なく届出する
 →届出受理後、事業者への登録通知は行わない

○ 様式第5「ガス小売事業氏名等変更届出書」により、遅滞なく届出する（①は証明書類添付）
 →届出受理後、事業者への登録通知は行わない

加えて、指定旧供給地点の場合は・・・

○ 「指定旧供給地点変更許可申請書」「指定旧供給地点小売供給約款変更認可申請書」「指定旧供給地点小売供給約款変更届出書」等の提出が必要となるため、必ず**事前に**局へ確認すること。

加えて、指定旧供給地点の場合であつて、①a、bを変更しようとするときは・・・

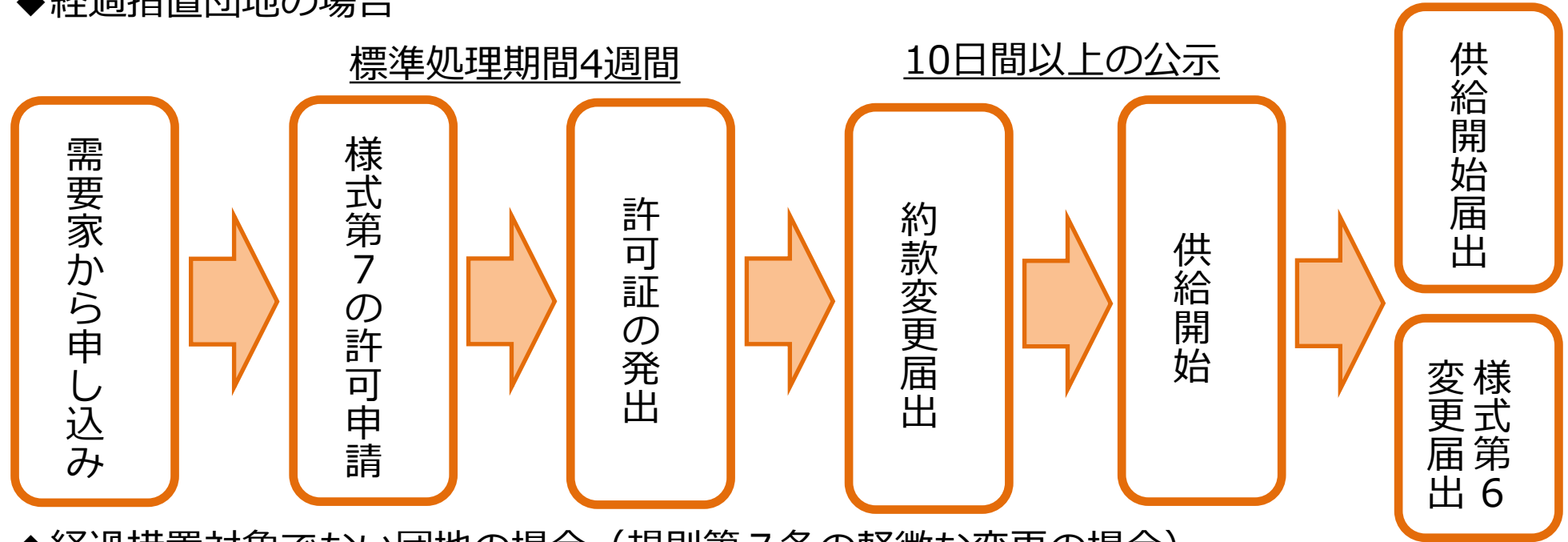
○ 「指定旧供給地点小売供給約款変更届出書」を**供給開始予定日の10日前までに**関東経済産業局に提出
 →届出受理後、事業者への登録通知は行わない

【参考】軽微な変更（施行規則第7条第1項）

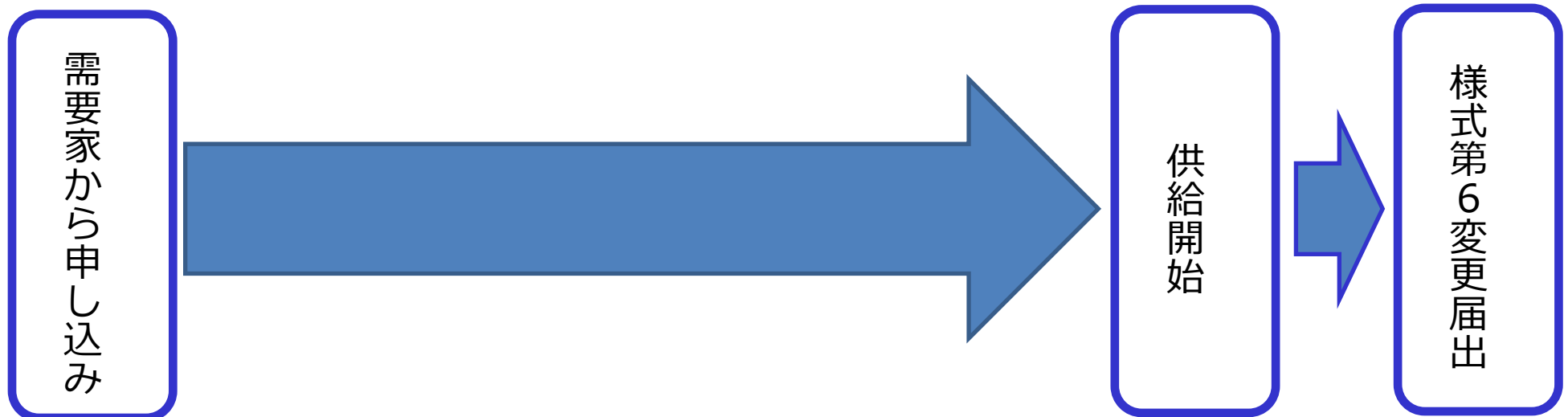
- ・ 変更後の最大ガス需要の見込み < 直近（登録の）供給能力値
- ・ 変更後の供給能力の見込み > 直近（登録の）最大ガス需要値
- ・ 供給地点の数の変更であつて、変更後の最大ガス需要の見込み < 直近（登録の）供給能力値

(参考) 供給地点を増加する場合の手続きのイメージ

◆経過措置団地の場合

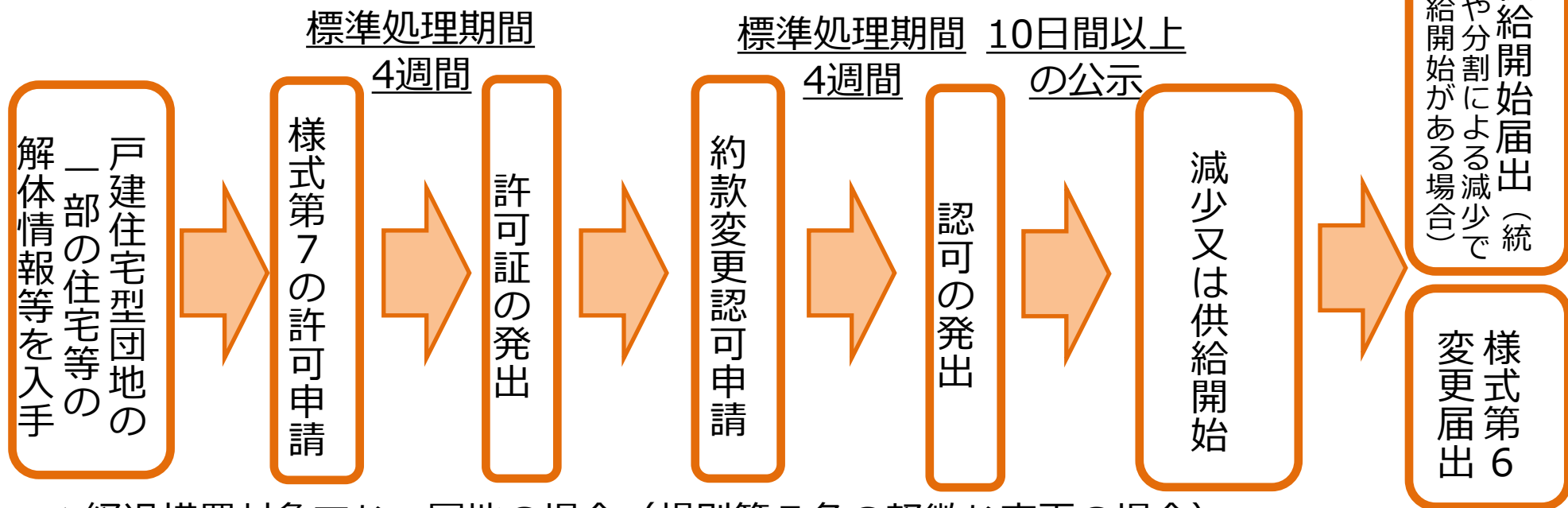


◆経過措置対象でない団地の場合（規則第7条の軽微な変更の場合）

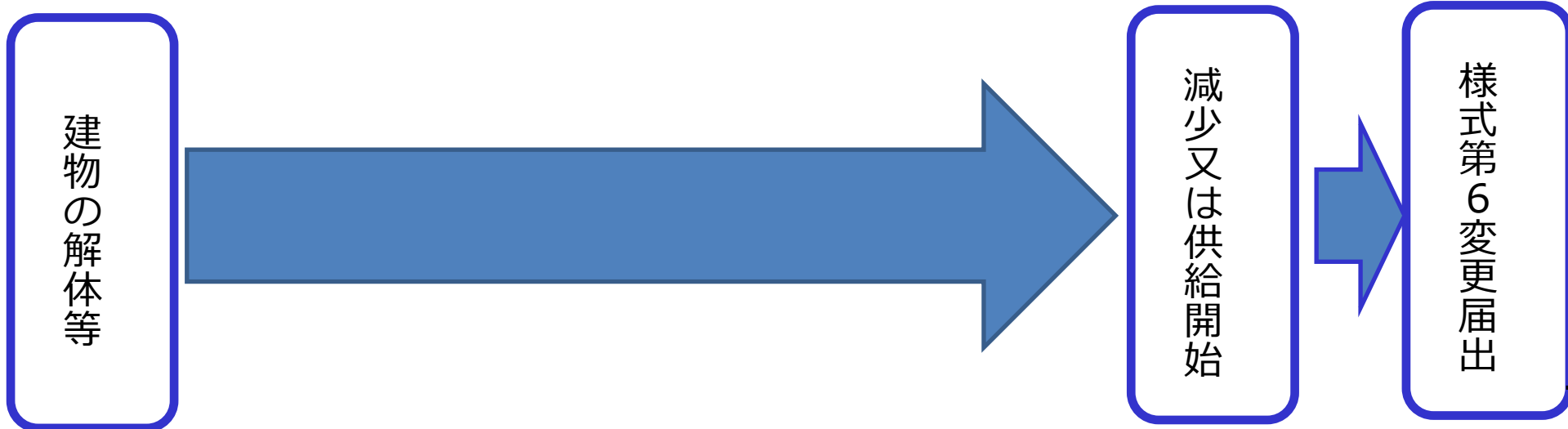


(参考) 供給地点を減少する場合の手続きのイメージ

◆経過措置団地の場合



◆経過措置対象でない団地の場合 (規則第7条の軽微な変更の場合)



手続きの具体例（1/4）

①～⑦に該当する場合、**様式第6「ガス小売事業変更届出書」**の提出が必要

- ① 特定ガス発生設備の増設や、場所の移動を行う場合
- ② 自然気化を強制気化にする場合、またはその逆の場合
- ③ 調整器、気化器を交換する場合や増設する場合
- ④ シリンダーの設置本数を変更する場合
- ⑤ 貯槽の容量や設置個数を変更する場合
- ⑥ 貯槽からシリンダーに変更する場合、またはその逆の場合
- ⑦ 本支管を撤去する場合や延長する場合、口径を変更する場合

手続きの具体例（2/4）

- ⑧～⑪に該当する場合、様式第6「ガス小売事業変更届出書」の提出が必要
- ⑫に該当する場合、様式第4「ガス小売事業変更登録申請書」の提出が必要

⑧地点の増減がある場合（登録地点内の分割・統合を含む）

⑨最大ガス需要の見込みに変更がある場合（※P10を参照）

当該年度の需要量増加によるピーク月1地点当たりの平均ガス需要量の増加等

⑩地点群の名称が変更になる場合

※小売供給を行おうとする地域に新団地名、備考欄に旧団地名を記載

⑪地点群を廃止する場合

⑫地点群が増える場合（せり上がり、集合住宅及び他事業者団地の獲得等）

手続きの具体例 (3/4)

特定ガス発生設備の種類及び能力別の数の選定根拠(自然気化)

地点群名称

1. 特定ガス発生設備 50 kg容器 片側 本
調整装置能力 1次側 kg/h 基
2次側 kg/h 基 2系列

2. 特定ガス発生設備の能力別の数の選定根拠

(イ)条件 ガスの種類 液化石油ガス いろ号 (P.P95%以上)

供給地点数 地点

ピーク月1地点当たりの平均ガス需要量 月

ピーク時の平均気温 °C

50kg容器1本当たりの発生能力 kg/h

産気率 m3/kg

kg/月
 m3/月

(ロ)ピーク月1日平均ガス需要量

$\frac{\text{ピーク月1地点当たり平均ガス需要量} \times \text{地点数}}{\text{ピーク月日数}}$

(kg/月) ×

新たに作成する場合、需要量の想定については、各社が
適当な根拠をもった数字とすること。行政から根拠を求めら
れることがあるため、注意すること。

- (例)
- ・近隣の同一規模の簡易ガス団地の需要量
 - ・当該簡易ガス団地の所在地の県の3年間の12月～2月の使用量の平均(生産動態統計を参考)
 - ・当該団地における実績値(増えた場合には変更手続きが必要)

(ハ)ピーク日ガス需要量

$\frac{\text{ピーク月1日平均ガス需要量} \times \text{ピーク月日数}}{\text{kg/日}} \times$

(ニ)ピーク時平均ガス需要量

$\frac{\text{ピーク日ガス需要量} \times 0.16}{\times 0.16}$

(ホ)発生量より算出する必要容器本数

$\frac{\text{ピーク時平均ガス需要量}}{\text{容器1本当たり発生能力}} = \text{本}$

よって片側 以上を設置する。

(ヘ)容器交換周期

$\frac{\text{1系列設置本数} \times 50\text{kg}}{\text{ピーク月1日平均ガス需要量}} = \text{日}$
 $\frac{\text{本} \times 50\text{kg}}{\text{kg/日}}$

(ト)最高ピーク時ガス需要量

$\frac{\text{ピーク日ガス需要量} \times 0.25(\text{最高ピーク時率})}{\times 0.25} = \text{kg/h}$

(チ)調整装置能力 kg/h A

$\frac{\text{最高ピーク時ガス需要量} \times 1.3(\text{安全率})}{\text{kg/h} \times 1.3} = \text{kg/h} \dots\dots\dots B$
 $A \geq B \quad \text{kg/h} \geq \text{kg/h}$

∴機器の能力の変更が必要です。

1次側と2次側で小さい方になって
いるか確認
(ガス発生能力の上限として適切な
数字になっているか)

手続きの具体例（4/4）

⑬～⑯に該当する場合、様式第5「ガス小売事業氏名等変更届出書」の提出が必要

⑬ 会社に関する以下の事項が変更になる場合

名称（組織編成等） 所在地（移転等） 代表者氏名（異動等）

⑭ 営業所に関する以下の事項が変更になる場合

主たる営業所、その他営業所の名称（組織編成等）

主たる営業所、その他営業所の所在地（移転等）

⑮ 登録した以下の連絡事項に変更があった場合

電話番号 電子メールアドレス その他の連絡先

⑯ （変更）登録時に記載したガス小売事業以外の事業概要が
変更になった場合

電力事業の開始 飲料水販売の開始 等

ガス小売事業の承継・休止・廃止・法人の解散に係る手続（旧簡易ガス）の例

・ガス小売事業の全部の譲渡しがあつたとき
・ガス事業者について相続/合併/分割があつたとき

● 様式第7「ガス小売事業承継届出書」により、遅滞なく届け出る
※ **ガス小売事業者の地位を承継した者**が提出

加えて、指定旧供給地点をもつ場合は・・・

○「指定旧供給地点小売供給合併/分割認可申請書」を**事前（1月前を目処）**に申請する

※ **100%子会社・ガス事業者以外（液石法のみ等）との合併でも申請が必要**

○「指定旧供給地点小売供給譲渡譲受認可申請書」を**事前（1月前を目処）**に申請する ※譲渡人・譲受人両者による提出 ※一部の譲渡の場合も同様

・ガス小売事業の**全部**を休止/廃止したとき

● 様式第8「ガス小売事業休止（廃止）届出書」により、遅滞なく届け出る

加えて、指定旧供給地点をもつ場合は・・・

○「指定旧供給地点小売供給廃止許可申請書」を**事前（1月以上前）**に申請する

・ガス小売事業のうち、**一部の団地のみ**を廃止したとき

● 様式第6「ガス小売事業変更届出書」により、遅滞なく届け出る

加えて、指定旧供給地点をもつ場合は・・・

○「指定旧供給地点小売供給廃止許可申請書」を**事前（1月以上前）**に申請する

・ガス小売事業者たる法人が解散したとき※合併以外の事由による

● 様式第9「解散届出書」により、遅滞なく届け出る

加えて、指定旧供給地点をもつ場合は・・・

○旧法様式第12「解散認可申請書」を**事前（1月前を目処）**に申請する

災害時における特別供給条件の認可申請について (経過措置団地のみ)

• 旧法第37条の6の2ただし書き後段

特別の事情※がある場合における供給約款の供給条件以外の方法による供給条件の設定

※特別の事情

- ・災害救助法の適用
- ・移動式ガス発生設備によるガスの供給 等

<特別供給条件の例>

- 支払い期限の延長
- ガスを利用しなかった料金算定期間における基本料金の免除
- 応急的なガス工事に係る費用を事業者が負担

激変緩和のための特別供給条件の認可申請について (経過措置団地のみ)

- 旧法第37条の6の2ただし書き後段

特別の事情がある場合における**供給約款の供給条件以外の方法**
(この場合料金)による**供給条件**の設定

○基本的には災害の時と同じ考え方。

<お願い>

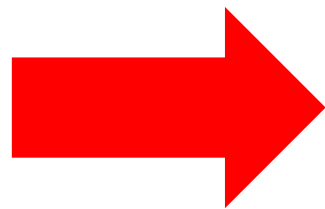
○自治体から、プロパンガスの価格への補助等のお話があったら、当課にご一報の程お願い致します。

○その後、当課が、各関係自治体等と調整をし、提出書類等ご提示する予定です

事業者の合併に関する手続きについて (経過措置団地を有する事業者のみ)

- 旧法第10条第2項（旧法第37条の7第1項において準用）

事業者の**法人の合併及び分割（事業の全部または一部を承継するものに限る。）**は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。



**ガス事業者以外（液石法のみ等）
との合併でも申請が必要！！！！**

経過措置団地を持っている場合、100%子会社との合併でも手続きが必要（事前申請）
※法人の合併・分割が生じる場合には事前にご相談ください。

2.ガス小売営業について (小売指針・取引指針)

ガスの小売営業に関する指針 (令和4年9月16日最終改定) (経済産業省)

- ガス事業法及びその関係法令を遵守するための指針を示すとともに、関係事業者による自主的な取組を促す指針を示すもの。
- ガスの需要家の保護の充実を図り、需要家が安心してガスの供給を受けられるようにするとともに、ガス事業の健全な発達に資することを目的とする。

具体的には・・・

- | | |
|----------------|------------------|
| ① 需要家への適切な情報提供 | ④ 苦情・問合せへの対応の適正化 |
| ② 営業・契約形態の適正化 | ⑤ 契約の解除手続等の適正化 |
| ③ 契約内容の適正化 | |

- 需要家の利益の保護やガス事業の健全な発達を図る上で望ましい行為
- ガス事業法上問題となる行為
 - ※ **業務改善命令** (ガス事業法第20条)
 - 業務改善勧告** (同法第178条1項) } が発動される原因となりうる行為 等を示す

ガスの小売営業に関する指針の改正概要①

(令和4年9月16日最終改定)

- 電力・ガス基本政策小委員会で「今後の小売政策の在り方」が議論され、令和4年7月に中間とりまとめ案が公表されたところ。
- 本とりまとめ案のうち、原料費調整の在り方、需要家への適切な情報提供等に関連する事項について、追記する改正が行われた。

【新設された項目】

- 需要家への適切な情報提供の観点から望ましい行為及び問題となる行為
 - 一般的な情報提供
 - 望ましい行為
 - 原料費調整等の仕組みを伴う料金メニューによる小売供給を行う際の実施
 - 調整上限を設けた原料費調整等の仕組みを伴う料金メニューによる小売供給を行う際の実施
 - 契約に先だてて行う説明や契約締結前・締結後交付書面の交付
 - 問題となる行為
 - 小売供給に係る料金について需要家に誤解を与える説明
 - 望ましい行為等
 - 原料費調整等の仕組みを伴う料金メニューによる小売供給契約の締結等をする際の情報提供

【参考：供給条件の説明義務・書面交付義務の解説】

- 原料費調整等をはじめとする料金高騰リスクへの対応の参考事例

ガスの小売営業に関する指針の改正概要②

■ 需要家への適切な情報提供

● 望ましい行為

- 原料費調整等の仕組みを伴う料金メニューによる小売供給を行う場合に、需要家にとって原料費調整等の仕組みやそれによる料金変動のリスクが分かりやすい料金メニューとすること
- ガス小売事業者等が、原料費調整等の仕組みを伴う料金メニューによる小売供給契約の締結等をしようとするときは、需要家に対し、当該小売供給に係る料金が原料価格の高騰等によって大きく変動する可能性があることを、原料価格が大きく変動した過去の事例を用いる等して、わかりやすく説明すること

● 問題となる行為

- ガス小売事業者等が、原料費調整等の仕組みを伴う料金メニューによる小売供給契約の締結等をしようとする場合に、需要家に対し、当該料金メニューにおける原料費調整等のメリット（料金が安くなること等）のみを告げ、デメリット（料金が高くなる可能性があること等）を告げないこと

ガスの小売営業に関する指針の改正概要③

■ 原料費調整をはじめとする料金高騰リスクへの対応の参考事例

● 望ましい行為

- 家庭向けの料金メニューを提供するガス小売事業者は、その能力に応じて、少なくとも一つは、需要家が原料費調整等のリスクに備えることができる料金メニューを提供すること

＜参考事例＞ 料金メニューの種類の例

<p>(1) 基本料金・従量料金単価が固定されたプラン</p>	<p>契約期間内において、基本料金・従量料金単価が変動しない料金メニュー</p>	
<p>(2) 原料費に応じた料金調整が行われるプラン</p>	<p>原料費に応じて、一定期間ごとに、料金が変動する料金メニュー</p>	<p>① 調整上限設定プラン 原料費調整を設けつつ、調整上限を設定する手法。調整上限超過分は、事後払いの仕組みとすることもありうる。</p> <p>② 非調整バンド設定プラン 原料費調整において、料金単価の調整を実施しない一定の変動幅（非調整バンド）を設定する手法。</p> <p>③ 原料費調整がより緩やかなプラン 一般的な貿易統計価格の3ヶ月平均よりも長い期間を採用することで、原料費の変動をより緩やかな形で料金変動に反映する手法。</p> <p>④ 連動プラン 原料費調整に上限設定や非調整バンドの設定は行わない手法。</p>

ガスの小売営業に関する指針のポイント

① 需要家への適切な情報提供

● 問題となる行為

- 「当社と契約しないとガス漏れ等の緊急時対応が一切なくなる」など、需要家の誤解を招く情報提供で自社のサービスに誘導しようとする事。
- 需要家と契約を締結する際、解除時の違約金等の内容や内管等の工事費負担の有無・算定方法、セット販売時の料金割引等の適用条件等の供給条件について説明・書面交付を行わないこと。

● 望ましい行為

- 一般消費者向けの標準メニューや平均的なガス使用量における月額料金例を公表すること。
- ガス料金に工事費等が含まれている場合に、請求書等にその内訳を明記すること。
- 需要家がクーリング・オフをした場合やガス小売事業者から契約を解除した場合などには、需要家が無契約状態となり供給が停止されるおそれがあることについて、ガス小売事業者が需要家に対し一定の説明をすること。

ガスの小売営業に関する指針のポイント

② 営業・契約形態の適正化

● 問題となる行為

- ガス小売事業者が小売供給契約の締結に媒介・取次・代理業者を利用するに際し、これらの者に対し、需要家への説明義務・書面交付義務等を果たすなど適切な営業活動を行うよう指示・監督しないこと。
- 媒介・取次・代理業者によるテレビCM、WEB広告、チラシや供給条件の説明等において、媒介・取次・代理業者が「自社のガスを供給している」旨の表示等を行うこと。
- ワンタッチ供給を行うガス小売事業者が、契約解除の際、卸売事業者との間の卸供給契約の解除を不当に怠ること。

③ 契約内容の適正化

● 問題となる行為

- 不当に高額の違約金等を設定するなど、解除を著しく制約する内容の契約条項を設けること。
- 解除手続や更新を拒否する手続の方法を明示しないなど、解除を著しく制約する行為をすること。

ガスの小売営業に関する指針のポイント

④ 苦情・問合せへの対応の適正化

● 望ましい行為

- 導管の破損など、導管要因でガスの供給に支障が生じていることが明らかな場合にガス導管事業者がホームページ等を通じて提供する情報を用いて、ガス小売事業者が消費者からの相談や問合せに応ずること。
- 原因不明なガスの供給支障発生時に、ガスメーターの操作方法など消費者に対し適切な助言を行うこと。

● 問題となる行為

- 原因不明なガスの供給支障に対し、消費者からの問合せに不当に応じないこと。

⑤ 契約の解除手続の適正化

● 問題となる行為

- 契約解除の申入れが、契約者(需要家)本人からのものであるか、適切な方法で本人確認をしないこと。
- 契約解除について、解除予告通知を行うことや最終保障供給約款・経過措置約款を申し込む方法があることを説明することなどの適切な対応を怠ること。

供給条件の説明義務・書面交付義務について

(供給条件の説明等)

第十四条 ガス小売事業者及びガス小売事業者が行う小売供給に関する契約（以下「小売供給契約」という。）の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者（以下「ガス小売事業者等」という。）は、小売供給を受けようとする者（ガス事業者である者を除く。以下この条において同じ。）と**小売供給契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をしようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、当該小売供給に係る料金その他の供給条件について、その者に説明しなければならない。**

2 ガス小売事業者等は、**前項の規定による説明をするときは、経済産業省令で定める場合を除き、小売供給を受けようとする者に対し、当該小売供給に係る料金その他の供給条件であつて経済産業省令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。**

3 (略)

(書面の交付)

第十五条 ガス小売事業者等は、**小売供給を受けようとする者と小売供給契約を締結したとき**（小売供給契約の締結の媒介を業として行う者にあつては、当該媒介により小売供給契約が成立したとき）は、経済産業省令で定める場合を除き、**遅滞なく、その者に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。**

一 ～ 三 (略)

2 (略)

→ **契約内容の変更を行う場合も基本的には上記義務がかかる点に注意**

供給条件の説明義務のポイント

● 供給条件の説明の程度及び方法

- 「説明」とは、単にガス小売事業者等が説明すべき事項に関する情報を**需要家が入手できる状態とする、あるいは需要家に伝達するだけでは不十分**であり、需要家が当該事項に関する情報を一通り聴きあるいは読むなどして、その事項について当該需要家の理解の形成を図ることが必要。

＜小売供給に係る料金の値上げなどの供給条件の変更の場合＞

需要家が当該変更しようとする事項についての説明であると認識可能な方法で伝達する必要があり、例えば、**検針票・請求書の裏面に小さな文字で当該変更しようとする事項を記載するだけの方法では十分な「説明」がなされたとは言えない**と解される。

● 説明事項の一部省略が認められる場合

- i) 契約の更新 …… 更新後の契約期間のみの説明も可
- ii) 軽微な変更以外の契約の変更 …… 変更しようとする事項のみの説明も可
- iii) 契約の軽微な変更 (※) …… 変更しようとする事項の概要についてのみの説明も可

※法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更等

→ **需要家が説明事項を一部省略することについて承諾しない場合については、説明すべき事項について全て説明する必要がある点に注意**

適正なガス取引についての指針（令和3年4月1日最終改定） （公正取引委員会・経済産業省）

- **ガス市場における公正かつ有効な競争の観点**から、独占禁止法上又はガス事業法上問題となる行為等を明らかにしたものの。

具体的には・・・

- | | |
|--------|----------|
| ① 小売分野 | ③ 製造分野 |
| ② 卸売分野 | ④ 託送供給分野 |

- 総論として、**基本的な考え方を明示**
- 各論として、
 - 上記の各分野ごとにガス市場を競争的に機能させていく上で事業者が**自主的に行うことが望ましいと考えられる行為**
 - **ガス事業法上又は独占禁止法上問題とされるおそれがある事業者の行為** 等を示す

適正なガス取引についての指針（小売供給）

（１）小売供給

ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為

- ① 標準メニューの公表
- ② 託送供給料金相当支払金額の請求書等への明示
- ③ スwitchingが適切に行われる環境の確保

イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為

- ① セット販売における不当な取扱い
- ② 特定の需要家に対する不当な安値設定
- ③ つなぎ供給における不当な高値設定等
- ④ 戻り需要に対する不当な高値設定等
- ⑤ 不当に高い解約補償料の徴収等
- ⑥ 設備等の無償提供
- ⑦ 物品購入・役務取引の停止
- ⑧ 事実に反する情報の需要家への提供
- ⑨ スwitchingにおける不当な取扱い
- ⑩ 複数の行為を組み合わせた参入阻止行為
- ⑪ 他の事業分野における独占的な地位の利用

3. 供給計画の作成について

供給計画の作成について

作成にあたって・・・

- ◆ 本届出書全体として不整合が生じないようにすること。
- ◆ 関東経済産業局への提出物等と可能な限り、整合を図ること。
(生産動態統計調査、小売登録関係等)
- ◆ 様式の行が足りない場合は、適宜追加して記載すること。
- ◆ 資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備室が作成する
供給計画及び製造計画届出書の記載要領を一読すること。
＜掲載箇所＞
資源エネルギー庁ホームページ＞ 政策について＞ 電力・ガス＞ ガス事業制度について＞
関係法令・様式等＞ 供給計画及び製造計画届出書の記載要領
- ◆ 旧簡易ガス事業に係る提出書類は、届出書＋第1表＋第3表＋第5表。

令和6年度の供給計画の作成について

様式第15（第20条関係）

供給計画届出書

令和6年 月 日

関東経済産業局長 殿

代表者の押印は不要になりました

住所

氏名（名称及び代表者の氏名）

ガス事業法第19条第1項の規定により令和5年度の供給計画を別紙のとおり届け出ます。

ポイント

1. 提出期限は、毎年度開始前（次回は、令和6年3月31日(金)）まで（必着）
2. 宛先は「関東経済産業局長」とする
3. 提出者の「住所」、「会社名」、「代表者役職」、「代表者氏名」を漏れなく記載

令和6年度の供給計画の作成について

第1表

年度別の需給計画表(ガスの需給の実績と見通し)

事業者名:
地域名:
(単位:件、千 m^3)

		令和4年度(実績)	令和5年度(実績見込)	令和6年度(初年度)	令和7年度	令和8年度	年度	年度
年度末調定件数	業務用	家庭用						
		商業用						
		工業用						
		その他用						
		小計						
需給量	販売量	家庭用						
		商業用						
		工業用						
		その他用						
		小計						
	その他							
	ガス小売事業者への							
	合							
製品ガス生産・購入量等	ガス生産量内訳	液化天然ガス						
		液化石油ガス						
		石油系オフガス [※]						
		その他ガス						
		小計						
	ガス購入量内訳	液化天然ガス						
		液化石油ガス						
		天然ガス						
		その他						
		合						
	ガス							
	他事業者が							
	合							

ポイント5. 表の数は地点群毎+全社計
ポイント6. 単位は千 m^3 (m^3 ではないことに注意)

ポイント7. 「年度末調定件数」の欄は、各年度の3月末時点の調定件数を記載すること。

ポイント8. 旧簡易ガス事業者の場合、ガス購入量内訳の欄に記載する
ポイント9. 初年度以降3年分については、需給量と同じ値を記載する

令和6年度の供給計画の作成について

ポイント10. 在庫量の考え方に注意
(P. 34参照)

第3表

年度別の需給計画表(原料購入・消費・在庫)

事業者名:

	単位	令和4年度(実績)				令和5年度(実績見込)		
		期首在庫量	購入量	消費量	期末在庫量	購入量	消費量	期末在庫量
液化天然ガス	t							
液化石油ガス	"	〇〇〇	□□□	×××	〇〇〇	□□□	×××	〇〇〇
	"				△△△			△△△

ポイント11. 1段目に貯槽(バルク)、2段目に50kg容器(シリンダー)を記載

	単位	令和6年度(初年度)			令和7年度			令和8年度		
		購入量	消費量	期末在庫量	購入量	消費量	期末在庫量	購入量	消費量	期末在庫量
液化天然ガス	t									
液化石油ガス	"	□□□	×××	〇〇〇	□□□	×××	〇〇〇	□□□	×××	〇〇〇
	"			△△△			△△△			△△△

	単位	購	年度		
			購入量	消費量	期末在庫量
液化					
液化					

ポイント12. 単位は t (kgではないことに注意)

ポイント13. 第1表と第3表はガス購入量 = 購入量、需給量 = 消費量で、整合性をとらなければならない。各表で単位が異なるため、産気率(0.488) を使った換算を忘れないようにすること

令和6年度の供給計画の作成について

第5表

年度別のピーク時送出量見通し・ガス生産購入計画

事業者名:
(単位: m³/時)

地区名等		令和4年度(実績)	令和5年度(実績見込)	令和6年度 (初年度)	令和7年度	令和8年度	年度	年度
	自社ガス発生量							
	他事業者からの購入量							
	最大ガス需要見込み							
	自社ガス発生量							
	他事業者からの購入量							
	最大ガス需要見込み							
	自社ガス発生量							
	他事業者からの購入量							
	最大ガス需要見込み							

ポイント14. 登録した内容と同じになっているか確認

供給計画の作成について

◆ 第3表における期首・期末在庫量の記載方法について

・ 2段書きのうち、上段の貯槽（バルク）については、残量計（メーター値）から読み取った残量値を記載することとしているため、生産動態統計調査の報告内容と整合するように記載すること

万が一、これまでの生産動態統計調査に残量値を記載していなかった場合には、次回から必ず計測、記録するとともに、不明の年度の在庫量には、最大の貯蔵量を記載すること

・ 下段の50kg等容器（シリンダー）については、当該設備に保有できる最大の貯蔵量を記載すること（全年度共通）

供給計画変更届出について

法第7条第1項の規定に基づく変更登録（届出済みの供給計画に記載のないものに限る）を行った場合、及びガスの需給バランスに重大な影響を与える変更を行った場合（※）には、手続きが必要。

（※）ガスの需給バランスに重大な影響を与える変更を実施する場合の判断については、事前にガス事業課に相談すること。

【書類】

- 様式第16の供給計画変更届出書
- + 変更を必要とする理由書
- + 様式第15第1表、第3表、第5表のうち変更する内容及びその見え消し版

【時期】

変更後遅滞なく（可能な限り小売事業変更申請日以前）

供給計画変更届出について

様式第16 (第20条関係)

(記載例)

供給計画変更届出書

年 月 日

関東経済産業局長 殿

住所 ○○県○○市○○

氏名 株式会社○○

代表取締役 ○○ ○○

年度の供給計画を次のとおり変更したので、ガス事業法第19条第2項の規定により届け出ます。

変更の内容	最大ガス需要量の見込みの増加に伴う、第1表、第3表及び第5表の変更。
-------	------------------------------------

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

4. 指定解除に係る定期報告 (ガス関係報告規則)

指定解除基準について

以下のいずれかに該当するか否か

①旧簡易ガス事業者のシェアが50%以下

②旧簡易ガス事業者による需要家獲得件数×1/2 ≤

当該旧簡易ガス事業者のシェアを踏まえた他のガス小売事業者・他燃料事業者による
需要家獲得件数

※直近3年間の合計ベース。

③小売料金が3年間連続して下落しており、かつ、経過措置料金メニューの需要家 ≤ 自由
料金メニューの需要家（③に関しては、令和2年8月15日提出の報告より適用）

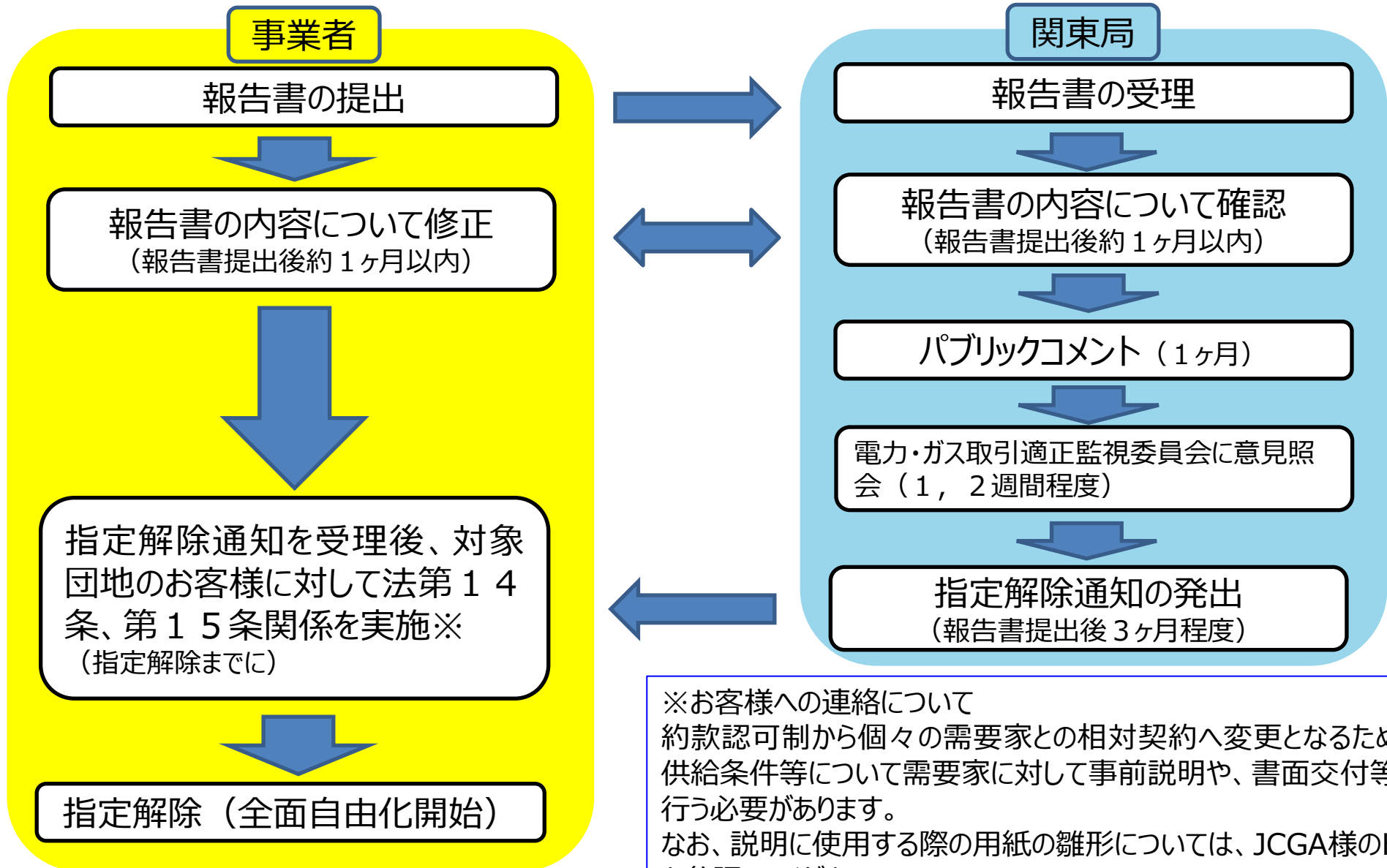


(注1) 簡易ガス事業者のシェアとは、当該供給地点群における調定件数 ÷ (許可地点数 - 空き地・空き家の数)。なお、集合住宅型の簡易ガス事業は経過措置料金規制の対象から除かれる。

(適正な競争関係が確保されていると評価できない場合の例)

- 自らの需要家獲得件数を恣意的に少なくすることを企図して、その従業員に営業活動の縮小を指示していた場合。
- 他のガス小売事業者や他燃料事業者との協調的な行動を行うことなどにより、離脱件数等を恣意的に増加させていた場合。
- その供給地点数（空き地・空き家を除いたもの）に比して、スイッチ等の総数（右辺の件数と左辺の件数の和）が著しく少ない場合（3年3%以下）。

(参考) 定期報告書提出から指定解除までの流れ



※お客様への連絡について
約款認可制から個々の需要家との相對契約へ変更となるため、供給条件等について需要家に対して事前説明や、書面交付等を行う必要があります。
なお、説明に使用する際の用紙の雛形については、JCGA様のHPを参照してください。

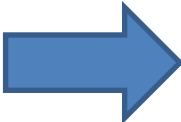
ガス関係報告規則関係

ガス関係報告規則 附則

第4条 (省略)

2 **経過措置政令第9条第3項の表第5号に規定する旧簡易ガスみなしガス小売事業者**は、改正法附則第28条第1項の義務を負う場合（指定の解除の効力を生ずべき日について指定旧供給地点（改正法附則第28条第1項に規定する指定旧供給地点をいう。以下この項において同じ。）を管轄する経済産業局長からの通知を受けた場合を除く。）には、**各四半期の最終月の15日から5月を経過する日までに、附則様式第4による報告書**を指定旧供給地点を管轄する経済産業局長に提出しなければならない。

3 第1項又は前項の規定により報告書を提出しなければならない旧簡易ガスみなしガス小売事業者は、**指定の解除が見込まれない場合には、第1四半期、第2四半期又は第3四半期に係る報告については、第1項又は前項の報告書に代えて、附則様式第5による報告書**を提出することができる。

- 
- ・経過措置団地を所有する小売事業者に報告義務がある。
 - ・次回（第4四半期）は、**令和5年8月15日まで**に行う。
 - ・第1～第3四半期は簡便報告（附則様式第5）で報告可能。

- 宛先は、関東経済産業局長 殿とする。
- 精緻化を行う場合は全ての表を通じて精緻化を行うこと。
(一部のみの精緻化は認められない。)
- 精緻化を行う場合は、消費機器調査結果リストとの整合性を必ず確認すること。

附則様式第4 (附則第4条関係)
第1表(1)

指定旧供給地点の類型報告書

殿

年 月 日

みなしガス小売事業者名

番号	名称	類型

- 備考 1 類型の欄には、住宅団地型又は混合型を記載すること。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第1表(2) 指定旧供給地点における旧簡易ガスみなしガス小売事業者のシェア報告書

年 月 日

消費機器調査地点数

1. 指定旧供給地点数 (年 月 時点)

指定旧供給地点数 (1)	指定旧供給地点数	係数	補正後指定旧供給地点数																																										
指定旧供給地点数 (1)		-	-																																										
自社又は関係会社による他燃料供給地点数 (2) <table border="1"> <tr> <td>消費機器調査地点数</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>厨房+給湯+暖房</td> <td>1.0</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>厨房+給湯</td> <td>0.8</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>厨房+暖房</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>給湯+暖房</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>厨房のみ</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>給湯のみ</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>暖房のみ</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>消費機器調査地点数 計</td> <td>(3)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>消費機器未調査件数 (5) = (2) - (3)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計 (6) = (4) + (5)</td> <td>-</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>空き地及び空き家の数 (7)</td> <td></td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>報告すべき指定旧供給地点数 (補正後総数) (8) = (1) - (6) - (7)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>0.0</td> </tr> </table>	消費機器調査地点数				厨房+給湯+暖房	1.0	0.0	厨房+給湯	0.8	0.0	厨房+暖房			給湯+暖房			厨房のみ			給湯のみ			暖房のみ			消費機器調査地点数 計	(3)			消費機器未調査件数 (5) = (2) - (3)				合計 (6) = (4) + (5)	-			空き地及び空き家の数 (7)		-	-	報告すべき指定旧供給地点数 (補正後総数) (8) = (1) - (6) - (7)	-	-	0.0
	消費機器調査地点数																																												
	厨房+給湯+暖房	1.0	0.0																																										
	厨房+給湯	0.8	0.0																																										
	厨房+暖房																																												
	給湯+暖房																																												
	厨房のみ																																												
給湯のみ																																													
暖房のみ																																													
消費機器調査地点数 計	(3)																																												
消費機器未調査件数 (5) = (2) - (3)																																													
合計 (6) = (4) + (5)	-																																												
空き地及び空き家の数 (7)		-	-																																										
報告すべき指定旧供給地点数 (補正後総数) (8) = (1) - (6) - (7)	-	-	0.0																																										

 | | |

注意! 対象の地点群内で、自社又は関係会社による他燃料供給を行っている場合のみ記載。

2. 家庭用測定件数 (年 月 時点)

家庭用測定件数 (9)	測定件数	係数	補正後測定件数																																		
家庭用測定件数 (9)		-	-																																		
消費機器調査地点数 <table border="1"> <tr> <td>消費機器調査地点数</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>厨房+給湯+暖房</td> <td>1.0</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>厨房+給湯</td> <td>0.8</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>厨房+暖房</td> <td>0.4</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>給湯+暖房</td> <td>0.8</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>厨房のみ</td> <td>0.2</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>給湯のみ</td> <td>0.6</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>暖房のみ</td> <td>0.2</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>消費機器調査地点数 計</td> <td>(10)</td> <td></td> <td>(11)</td> </tr> <tr> <td>消費機器未調査件数 (12) = (9) - (10)</td> <td></td> <td>0</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>家庭用測定件数 (補正後総数) (13) = (11) + (12)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>0.0</td> </tr> </table>	消費機器調査地点数				厨房+給湯+暖房	1.0	0.0	厨房+給湯	0.8	0.0	厨房+暖房	0.4	0.0	給湯+暖房	0.8	0.0	厨房のみ	0.2	0.0	給湯のみ	0.6	0.0	暖房のみ	0.2	0.0	消費機器調査地点数 計	(10)		(11)	消費機器未調査件数 (12) = (9) - (10)		0	-	家庭用測定件数 (補正後総数) (13) = (11) + (12)	-	-	0.0
	消費機器調査地点数																																				
	厨房+給湯+暖房	1.0	0.0																																		
	厨房+給湯	0.8	0.0																																		
	厨房+暖房	0.4	0.0																																		
	給湯+暖房	0.8	0.0																																		
	厨房のみ	0.2	0.0																																		
給湯のみ	0.6	0.0																																			
暖房のみ	0.2	0.0																																			
消費機器調査地点数 計	(10)		(11)																																		
消費機器未調査件数 (12) = (9) - (10)		0	-																																		
家庭用測定件数 (補正後総数) (13) = (11) + (12)	-	-	0.0																																		

 | | |

3. 旧簡易ガスみなしガス小売事業者のシェア

(14) = (13) / (8)	#DIV/0!
-------------------	---------

- 備考 1 1及び2の時点は一致させること。
2 指定旧供給地点数(1)及び家庭用測定件数(9)の欄には、混合型の場合、集合住宅を除いた数を記入すること。
3 消費機器調査結果については、報告時点から48ヶ月以内のものを用いること。なお、消費機器調査の結果帳票については、必要に応じ、提出を求められることがある。
4 指定旧供給地点数又は家庭用測定件数を記入するに当たり、消費機器調査結果等を活用する場合には、当該調査結果の一覧を添付すること。

第2表

殿

指定旧供給地点における需要獲得・離脱等報告書

みなしガス小売事業者名
(指定旧供給地点の名称)

年 月 から 年 月 まで (竣工年)

1. (1) 新築物件 (獲得件数)

番号	所在地			用途	獲得戸数	係数	補正後 獲得戸数	補正後獲得戸数から 導き出される部分不 獲得戸数	部分不獲得が自社又 は関係会社が供給す る他燃料に係るもの か否か	補正後部分 不獲得戸数	竣工年月	備考
	都道府県・市区町村	字町名	番地									
							0.0	0.0				
							0.0	0.0				
							0.0	0.0				
							0.0	0.0				
							0.0	0.0				
							0.0	0.0				
							0.0	0.0				
							0.0	0.0				
							0.0	0.0				
							0.0	0.0				
							0.0	0.0				
							0.0	0.0				
							0.0	0.0				
							0.0	0.0				
							0.0	0.0				
							0.0	0.0				
計							0.0	0.0	-	0.0	-	-

正しい期間の記載があるか。
(報告時点から遡って過去3年間)

※ 1

※ 2

※ 2が「○」の場合：「0」を記載
※ 2が「×」の場合：※ 1の値

- 備考 1 用途の欄には、戸建住宅又は業工用を記載すること。
- 2 係数の欄には、第1表に示した係数を記載すること。また、消費機器調査結果等を活用する場合には、当該調査結果の一覧を添付すること。消費機器調査結果等を活用しない場合及び業工用の場合は1を記載することとし、業工用において「1」以外の係数を使用する場合には、その根拠資料を提出すること。
- 3 部分不獲得が自社又は関係会社が供給する他燃料に係るものか否かの欄には、部分不獲得が自社又は関係会社が供給する他燃料に係るものである場合には「○」を記載し、自社又は関係会社以外の他燃料事業者に係るものである場合及び部分不獲得が存在しない場合には「×」を記載すること。
- 4 竣工年月の欄には、建物竣工年月又はメーター取付け年月を記載すること。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

1. (2) 新築物件 (不獲得件数)

年 月 から 年 月 まで

番号	所在地			用途	他燃料採用戸数	係数	補正後他燃料採用戸数	竣工年月	備考	
	都道府県・市区町村	字町名	番地							
							0.0			
							0.0			
							0.0			
							0.0			
							0.0			
							0.0			
							0.0			
							0.0			
							0.0			
							0.0			
							0.0			
							0.0			
							0.0			
							0.0			
							0.0			
							0.0			
							0.0			
							0.0			
							0.0			
							0.0			
							0.0			
							0.0			
							0.0			
							0.0			
							0.0			
計 (A)								0.0		
補正後部分不獲得戸数 (第2表1 (1) より) (B)								0		
新築不獲得物件 合計 (C=A+B)								0.0		

備考 1 用途の欄には、戸建住宅又は業工用を記載すること。
2 他燃料採用戸数の欄には、第2表1 (1) において計算した自社獲得物件に係る部分不獲得件数は記載しないこと。
3 業工用において「1」以外の係数を使用する場合には、その根拠資料を別途提出すること。また、自社又は関係会社が供給する他燃料に係る新築獲得件数については、係数は「0」を記載し、備考欄にその旨を記載すること。
4 工場その他これに類する施設に係る不獲得物件は記載しないこと。
5 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2. (1) 既築物件 (獲得件数)

年 月 から 年 月 まで

番号	所在地			用途	獲得戸数	係数	補正後獲得戸数	獲得年月 (メーター取付年月)	備考	
	都道府県・市区町村	字町名	番地							
							0.0			
							0.0			
							0.0			
							0.0			
							0.0			
							0.0			
							0.0			
							0.0			
							0.0			
							0.0			
							0.0			
							0.0			
							0.0			
							0.0			
							0.0			
							0.0			
							0.0			
							0.0			
							0.0			
							0.0			
							0.0			
							0.0			
							0.0			
							0.0			
							0.0			
							0.0			
							0.0			
							0.0			
							0.0			
計								0.0	-	-

備考 1 用途の欄には、戸建住宅又は業工用を記載すること。
2 係数の欄には、第1表に示した係数を記載すること。また、消費機器調査結果等を活用する場合には、当該調査結果の一覧を添付すること。消費機器調査結果を活用しない場合及び業工用の場合は1を記載することとし、業工用において「1」以外の係数を使用する場合にあっては、その根拠資料を提出すること。自社又は関係会社が供給する他燃料に係る需要を切替えた場合 (獲得) にあっては、係数は「0」を選択することとし、備考欄にその旨を記載すること。
3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2. (2) 既築物件（他燃料への離脱件数）

番号	所在地			用途	離脱戸数	係数	補正後 離脱戸数	離脱先 他燃料	判断根拠	離脱年月	備考
	都道府県・市区町村	字町名	番地								
							0.0				
							0.0				
							0.0				
							0.0				
							0.0				
							0.0				
							0.0				
							0.0				
							0.0				
							0.0				
							0.0				
							0.0				
							0.0				
							0.0				
							0.0				
							0.0				
							0.0				
計							0.0	-	-	-	-

判断根拠も必ず記載して下さい。空欄にする場合は備考欄にその理由を記載すること。

3. 合計

旧簡易ガス供給採用件数 (A)	
他燃料採用件数 (B)	
旧簡易ガスみなしガス小売事業者のシェア (C)	
$(A) \div 0.5 \times 1/2$	(D)
$(B) \div (C)$	(E)
結果	

- 備考 1 結果の欄には、計算に応じて「(D) > (E)」又は「(D) ≤ (E)」のいずれかを記載すること。
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第3表

関東経済産業局長 殿

指定旧供給地点におけるガス販売量・契約件数等報告書

1. 指定旧供給地点における契約件数

	年 月時点
自由料金メニューによる契約件数	件
指定旧供給地点小売供給約款による契約件数	件

自由料金メニューを作っていない団地は1行目を0件と記載。また契約件数は第1表と整合性をとること。

左から、1年目・2年目・3年目を記載。

2. 指定旧供給地点におけるガス販売量、販売額等

番号	年 月から 年 月まで					年 月から 年 月まで					年 月から 年 月まで				
	ガス販売量 (m ³) (1)	販売額 (円) (2)	原料費調整単位数 (円/m ³) (3)	原料費調整額 (円) ((4)=(1)×(3))	補正後販売額 (円) ((5)=(2)-(4))	ガス販売量 (m ³) (1)	販売額 (円) (2)	原料費調整単位数 (円/m ³) (3)	原料費調整額 (円) ((4)=(1)×(3))	補正後販売額 (円) ((5)=(2)-(4))	ガス販売量 (m ³) (1)	販売額 (円) (2)	原料費調整単位数 (円/m ³) (3)	原料費調整額 (円) ((4)=(1)×(3))	補正後販売額 (円) ((5)=(2)-(4))
計			—						—					—	
平均	(円/m ³)					(円/m ³)					(円/m ³)				

番号には、該当する月を記載。(上から4月・5月・6月等)

契約件数が「自由料金メニュー」<「指定旧供給地点小売供給約款」の場合、2.の記載不要

- ・第1四半期から第3四半期に係る報告において、解除が見込まれない場合は、
附則様式第4 1. (1)と、以下の附則様式第5 (地点群ごと)により提出してもよい。
(※この場合、附則様式第4の第1表(2)と第2表の提出は不要)

附則様式第5 (附則第4条関係)

年 月

競争関係に係る報告書

股

みなしガス小売事業者名 _____
(指定旧供給地点の名称 _____)

当該指定旧供給地点における 年 月から 年 月までのガス小売事業者等との間の競争関係について、特段の状況の変化はありません。

**第4四半期（8月報告）には、
この様式は使用出来ません**

消費機器調査結果リスト

- ◆本リストは、**精緻化を行う場合のみ提出が必要**（表が全部で4種類）
- ◆精緻化を行う場合は、下記の表に必ず記載すること。
消費機器調査結果リスト①（自社が旧簡易ガスを供給する需要家）【「第1表（2）シェア報告書」関係】
- ◆提出内容の対象期間である3年間で、獲得、不獲得（新規不獲得は除く）があった場合には、下記の表に必ず記載すること。
消費機器調査結果リスト②（自社が旧簡易ガスを供給する需要家）【「第2表1.（1）新築物件（獲得件数）」「第2表2.（1）既築物件（獲得件数）」「第2表2.（2）既築物件（他燃料への離脱）」関係】
- ◆当該団地において、自社が他燃料を供給する需要家がある場合には、下記の表に必ず記載すること。
消費機器調査結果リスト③（自社が他燃料を供給する需要家）【「第1表（2）1. 指定旧供給地点数」「第2表1.（2）新築物件（不獲得件数）」関係】
- ◆当該団地において、関係会社が他燃料を供給する需要家がある場合には、下記の表に必ず記載すること
消費機器調査結果リスト④（関係会社が他燃料を供給する需要家）【「第1表（2）1. 指定旧供給地点数」「第2表1.（2）新築物件（不獲得件数）」関係】
- ◆消費機器調査結果リストについては、提出時点から48ヶ月以内のもの（複数ある場合は最新のもの）を用いること。

5.1の団地の解釈について

(1) ガス小売事業の定義 (新旧)

- 法改正後も、簡易ガス事業の定義は変わらず。

【第1条】目的

ガス事業の運営を調整することによって、ガスの使用者の利益を保護し、及びガス事業の健全な発達を図るとともに、ガス工作物の工事、維持及び運用並びにガス用品の製造及び販売を規制することによって、公共の安全を確保し、あわせて公害の防止を図ることを目的とする。

【第2条】定義

【旧法】

1. 一般ガス事業

一般の需要に応じ導管によりガスを供給する事業

2. 簡易ガス事業

一般の需要に応じ簡易なガス発生設備で発生させたガスを導管により
70戸以上の供給地点に対して供給する事業

3. ガス導管事業

自ら維持・運用する一定規模以上の導管で大口供給やガス事業者に対するガスの供給を行う事業

4. 大口ガス事業

ガスの使用者の一定数量以上の需要に応じて導管によりガス供給を行う事業（10万m³/年以上）

5. 託送供給

ガスを供給する事業を営む他の者から導管によりガスを受け入れたガス事業者が、同時にその受け入れた場所以外の場所において、当該他の者のガスを供給する事業の用に供するため、導管によりガスを供給すること。

【新法】

1. ガス小売事業

小売供給を行う事業（一般ガス導管事業、特定ガス導管事業及びガス製造事業に該当する部分を除く）

★「小売供給」

＝「一般の需要に応じガスを供給すること（簡易なガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものにあつては、**一の団地内におけるガスの供給地点の数が70以上のもの**）」

2. 一般ガス導管事業

自ら維持・運用する導管によりその供給区域において託送供給を行う事業

3. 特定ガス導管事業

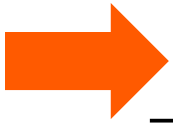
自ら維持・運用する導管により特定の供給地点において託送供給を行う事業

4. ガス製造事業

自らが維持・運用する液化ガス貯蔵設備によりガスを製造する事業。

(2) 基本的な考え方

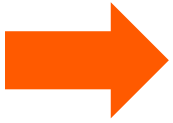
- 個別のボンベ供給は「一の団地」にカウントしない。



【一般の需要に応じ】【導管によりこれを供給するもの】

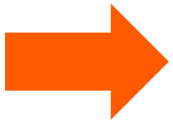
= 1つのガス発生設備から複数（2以上）の地点に導管により供給している場合にカウント

- ガス発生設備の数は問わない。



例えば「一の団地」の中に各35戸に導管の繋がるガス発生設備が2系統存在した場合
⇒ガス小売事業（旧簡易ガス事業）に該当する

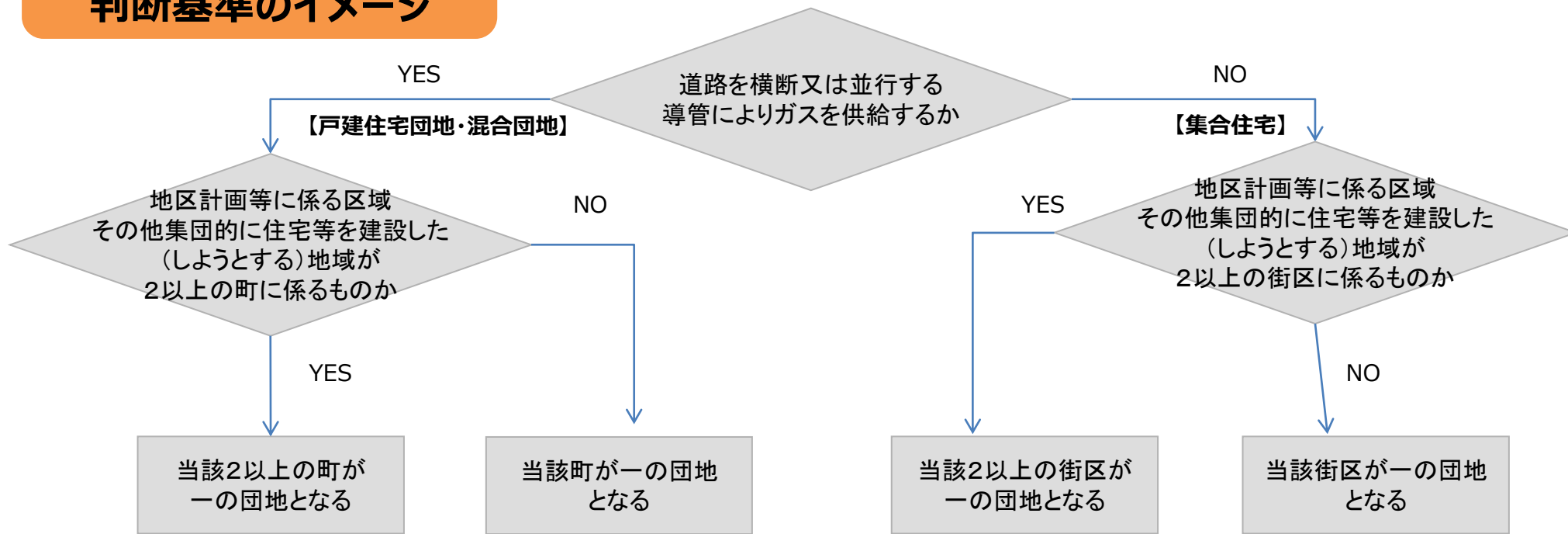
- 集合住宅のみへの供給でもガス事業法の適用となり得る。



70戸以上のマンション・アパートへの供給でもガス小売事業に該当する

(3) 一の団地の判断基準 (どこまでが一の団地に含まれるのか)

判断基準のイメージ



(注1) 住居表示未実施地区については、町⇒字、街区⇒これに類する区域と読み替えること。

(注2) 本図はあくまでもイメージであるため、実際の運用に当たっては解釈運用通達原文を確認すること。

※「地区計画」(都市計画法第12条の4第1項第1号)とは、良好な市街地の形成等を目的として、一定のまとまりを持った地区を対象に建物の用途、高さ、色などの制限を強化・緩和するもの。市町村が作成するに当たり、地域住民による案の提案が認められ、地域住民の意見聴取等のプロセスを経て作成される。

※地区計画の他、都市計画に定められる「一の団地の住宅施設(都市計画法第11条第1項第8号)」、市街地再開発事業が計画される区域等を想定。

●「道路を横断又は並行しない導管」

→ マンションなどのビル単位で供給され、**建物敷地内で完結する導管**。いわゆる『**集合住宅**』へ供給する場合の導管を指す。

●「道路を横断又は並行する導管」

→ **道路下に埋設され、道路を横断又は並行する導管**。いわゆる『**住宅団地・混合団地**』へ供給する場合の導管を指す。

※ 1 「道路を横断又は並行する導管」は、**街区を跨ぐとは限らない**。同一街区内の道路を横断又は並行している場合も、「道路を横断又は並行する導管」となり、一の団地は「町又は字」となる。

※ 2 上記判断基準は、**新築され又は譲り受けて、平成29年4月1日以降にガスを供給することが決定した場合に適用**される。

ただし、当該一の団地内において、旧通達基準により既にガス事業法の適用を受けているものについては、除いて考える(供給地点数としてカウントしない)。

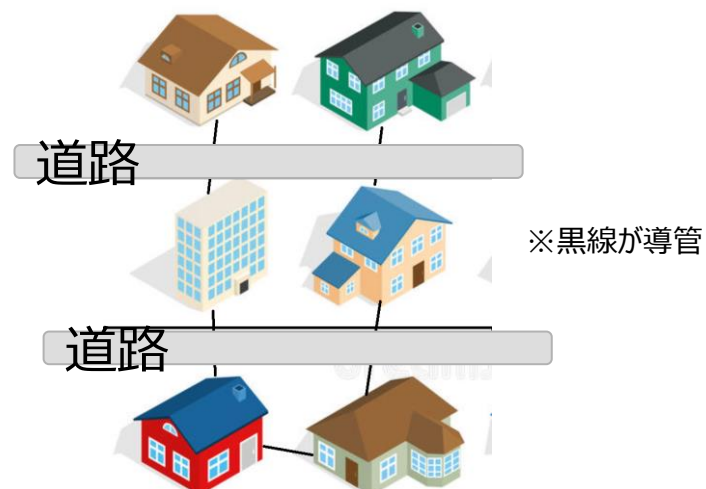
STEP1 導管形態・住所から一の団地を判断

- 道路を横断又は平行している導管によりガスを供給してるか否か

YES

道路を横断又は平行している
導管によりガスを供給

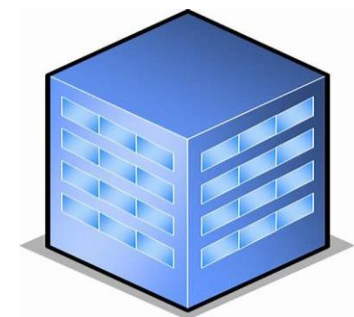
「戸建住宅型」



NO

道路の下に導管を通していない

「集合住宅型」



集合住宅単体

※「戸建住宅型」「集合住宅型」という用語は本資料内で便宜的に使用している用語であり、ガス事業法上で定められた用語ではありません。

道路を横断又は並行している導管に該当する場合

道路を横断又は並行している導管とは



二以上の取引用メーターにガスを供給する道路下に埋設されている導管
(街区内のブロック間の道路下に埋設された導管を含む)



「町又は字」が「一の団地」

◆住居表示制度が取り入れられている場合

〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号 〇〇丁目=一の団地

◆住居表示制度が取り入れられていない場合

〇〇市〇〇町■■■■番地の□□ 〇〇町=一の団地

〇〇郡△△町(字)××◆◆◆の◇◇ △△町(字)××=一の団地

道路を横断又は並行している導管に該当しない場合

道路を横断又は並行している導管とは

二以上の取引用メーターにガスを供給する道路下に埋設されていない導管
(**敷地内に埋設された**導管を含む)

「**街区**」が「一の団地」

◆住居表示制度が取り入れられている場合

〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号

〇〇番 = 一の団地

◆住居表示制度が取り入れられていない場合

※「街区」に相当する表記なし

「街区に類する区画」 = 一の団地

■「街区に類する区画」

(集合住宅型 + 住居表示制度が取り入れられていない場合)

- 以下をメルクマールとして街区を画する

<街区方式による住居表示の実施基準に準拠>

- 幅員おおむね4メートル以上の道路（一般交通の用に供する道路）
- 河川（一級河川、二級河川及び準用河川）
- 水路
- 鉄道又は軌道の線路その他恒久的な施設等

<経済産業省事務連絡（令和元年8月1日）によりメルクマールを追加>

- 田畑
- 山林
- 都市公園
- 他の建築物の用に供されている用地
(一の団地の構成物件以外の建築物の用に供される敷地)

 **上記メルクマールで区切られた区画 = 「一の団地」**

(参考)

●街区方式による住居表示の実施基準（昭和三十八年自治省告示第百十七号）

第1 1

（1）町の境界

町の境界は、道路、鉄道若しくは軌道の線路その他の恒久的な施設又は河川、水路等によつて定められていること。この場合、境界線は、道路、河川、水路等の側線をとることが適当であること。

（2）町の形状及び規模

イ 町の形状は、その境界が複雑にいりくんだり、飛び地が生じたりしないように、簡明な境界線をもつて区画された一団を形成されているものであること。

ロ 町の規模は、当該市町村の性格及び形態並びに当該地域の用途地域別及び人口、家屋の密度等を勘案し、街区数があまり多くなつたり、少なくなつたりしないように定められていること。

2 町の名称の定め方（略）

3 街区割り

（1）4～5（略）街区は、道路、河川、水路、鉄道又は軌道の線路その他恒久的な施設等によつて定めるものとする。

（2）街区の規模は、道路網の疎密の度合及び当該地域における家屋の密度の状況を勘案して定めるものとする。参考までに住居地域における標準を示せば、面積3,000平方メートル～5,000平方メートル、戸数30戸程度が適当であること。

●ガス事業法等の解釈及び運用通達における「一の団地」の基本的な考え方について（資源エネルギー庁ガス市場整備室 令和元年8月1日）

（抜粋）

（2）現行のメルクマール

現在、道路を横断又は並行しない導管によりガスを供給する場合において、住居表示を実施していない地域における「街区に類する区画」を区画するメルクマールは、幅員おおむね4メートル以上の道路（一般交通の用に供する道路）、河川（一級河川、二級河川及び準用河川）、水路、鉄道又は軌道の線路その他恒久的な施設等（以下「遁路等」、という。）とされている。

これは、「街区方式による住居表示の実施基準（昭3和8年自治省告示第117号）」第1「住居表示の実施基準」の3(1)及び7(2)を踏まえた運用であり、同基準によれば、街区の規模の標準は面積3,000、～5,000面が適当とされている。

（3）メルクマールとして新たに追加すべきもの

法制定時から現在までの市街地化の進展、狭監化・密集化といった需要地の立地環境の変化の中で、上述した道路等のメルクマールのみでは「街区に類する区画」が著しく広範囲に及んでしまうケースが存在しており、以下をメルクマールとして追加することで、より適切な範囲を「街区に類する区画」として区画することができると思われる。

<メルクマールに新たに追加すべきもの>

「田畑」「山林」「都市公園」「他の建築物の用に供されている敷地」

（4）今後の運用について

道路を横断又は並行しない導管によりガスを供給する場合において、住居表示を実施していない地域については、道路等に加え、田畑、山林、都市公園及び他の建築物の用に供されている敷地といったメルクマールにより「街区に類する区画」を区画し、「一の団地」として取り扱うこととする。

STEP 2 需要群から一の団地を判断

- 住居表示とは別に、「一連の需要群であることが明確な場合」や「同一のブランドを冠する場合」には、各建物が隣接している状態についても、一の集団的な需要と判断できるため一の団地となる。

例1) 同一ブランドを冠しているケース
(〇〇マンションA、〇〇マンションB等)

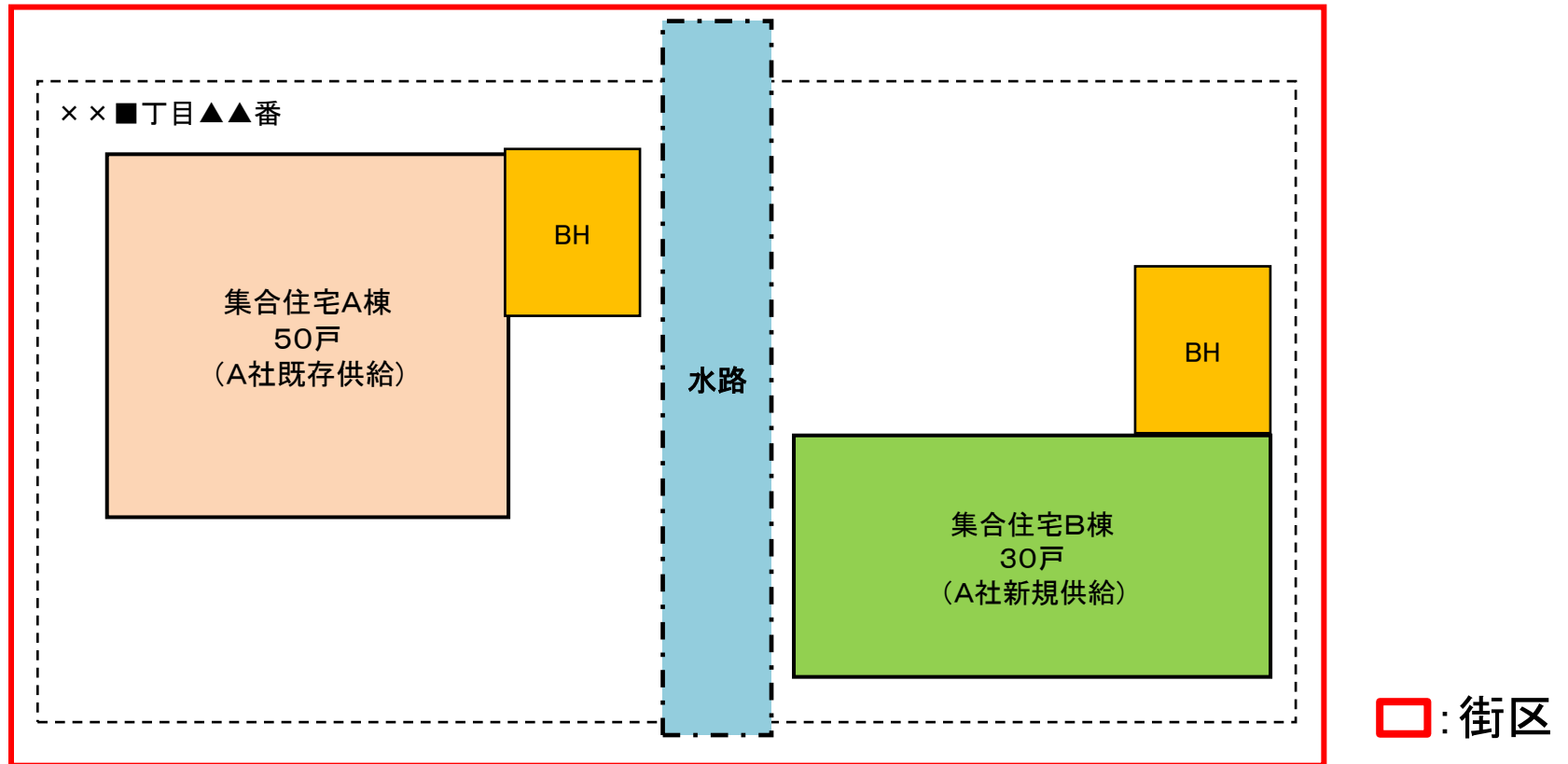


例2) 第I期分譲・第II期分譲／第I期開発・第II期開発／第I期工事・第II期工事等
同一の計画で建設されたことが明確であるケース

(4) 参考事例

事例① 集合住宅：住居表示が取り入れられている場合

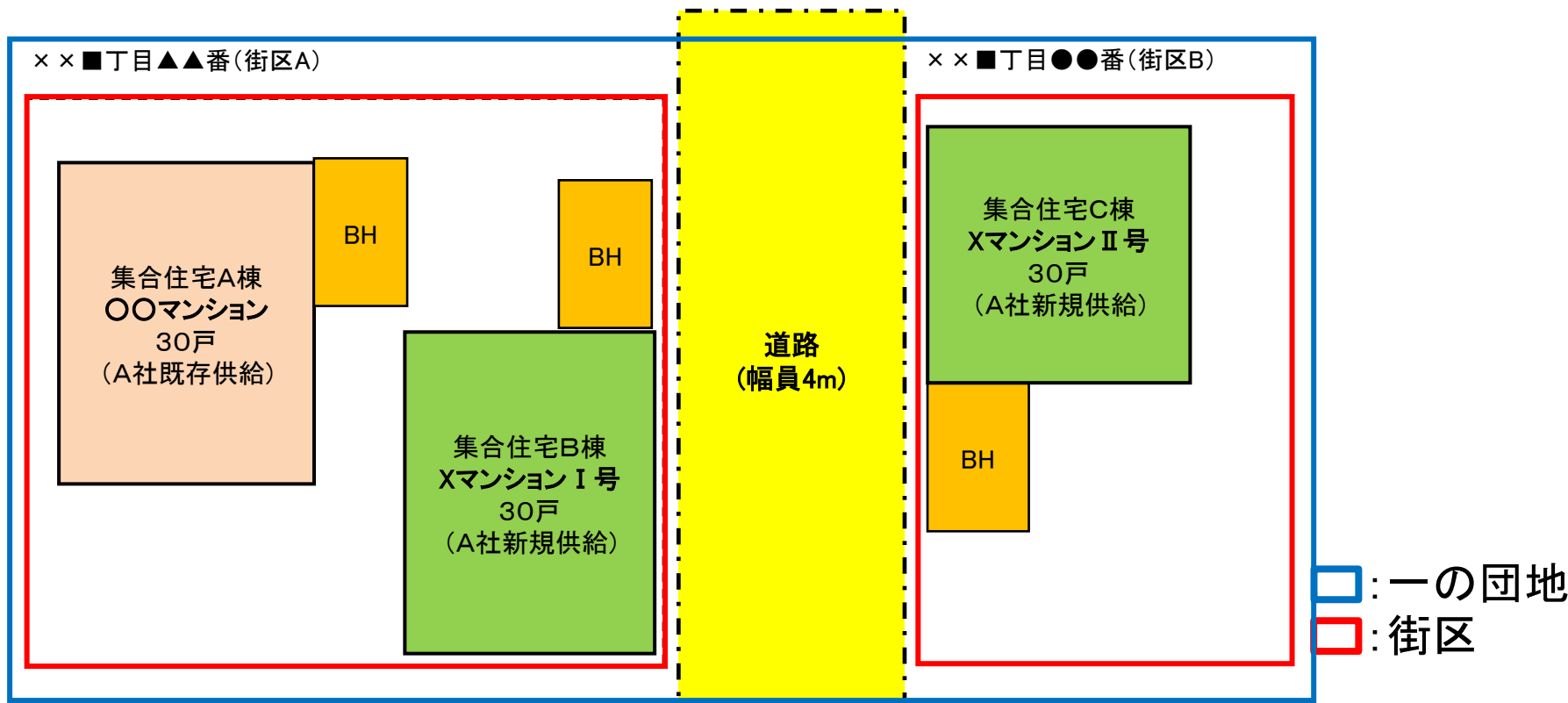
- ・現在集合住宅A(50戸)の川を挟んだ向いに新規集合住宅B(30戸)が建つことになり、自社で供給することになった



集合住宅A及びBは住居表示上同一地番のため、
1つの一の団地を形成する。そのため、ガス事業法の適用となる。

事例② 集合住宅：住居表示が取り入れられている場合

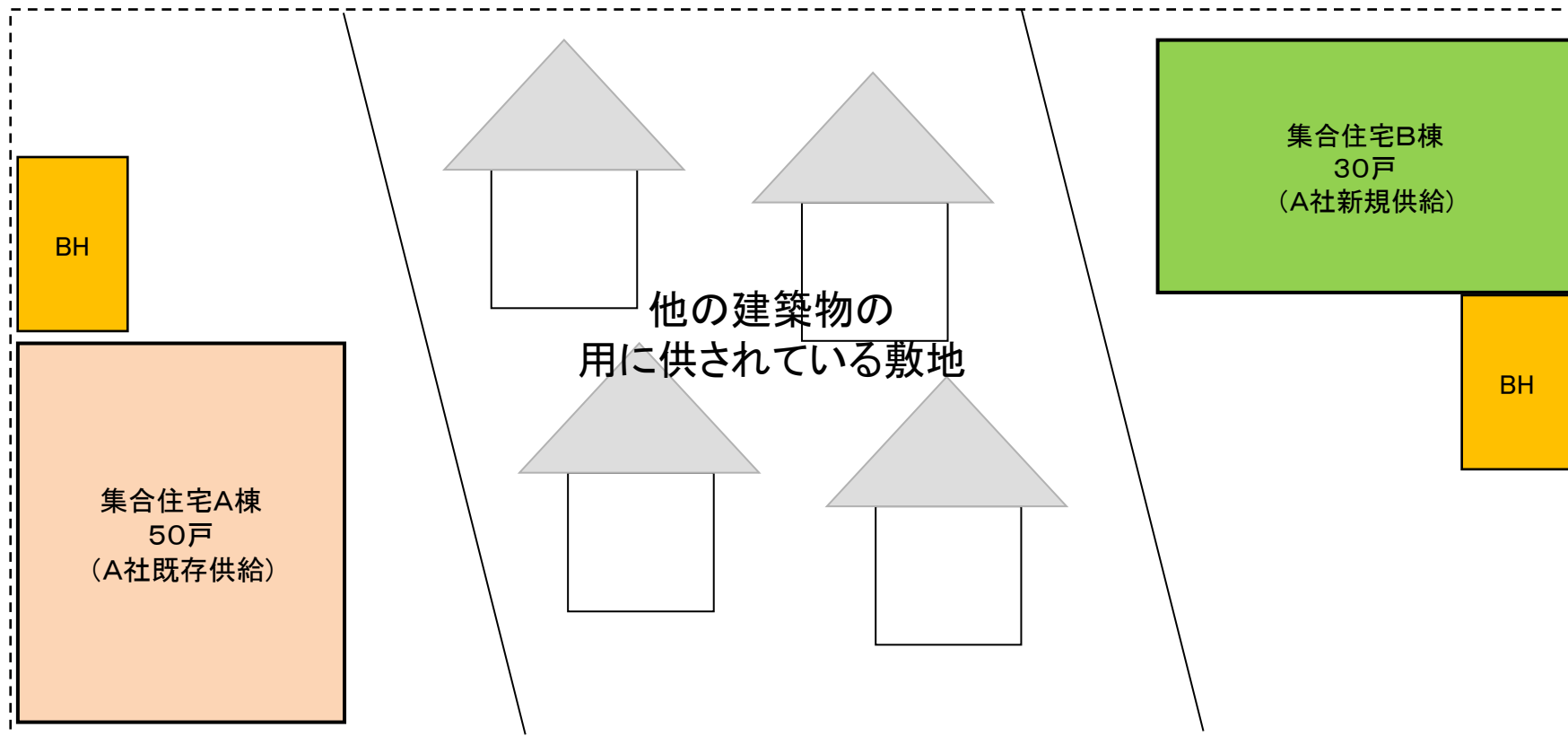
- ・現在集合住宅A(30戸)の近くに同一ブランドの新規集合住宅B及びC(計60戸)が建つことになり、自社で供給することになった



別々の街区であっても、**ある一定の区画をもった一団の土地に集団的に住宅等**が当該地域が隣接している場合は、2以上の街区をまとめて「**一の団地**」とする。今回、合計が90戸となり、**ガス事業法の適用**となる。

事例③ 集合住宅：住居表示が取り入れられていない場合

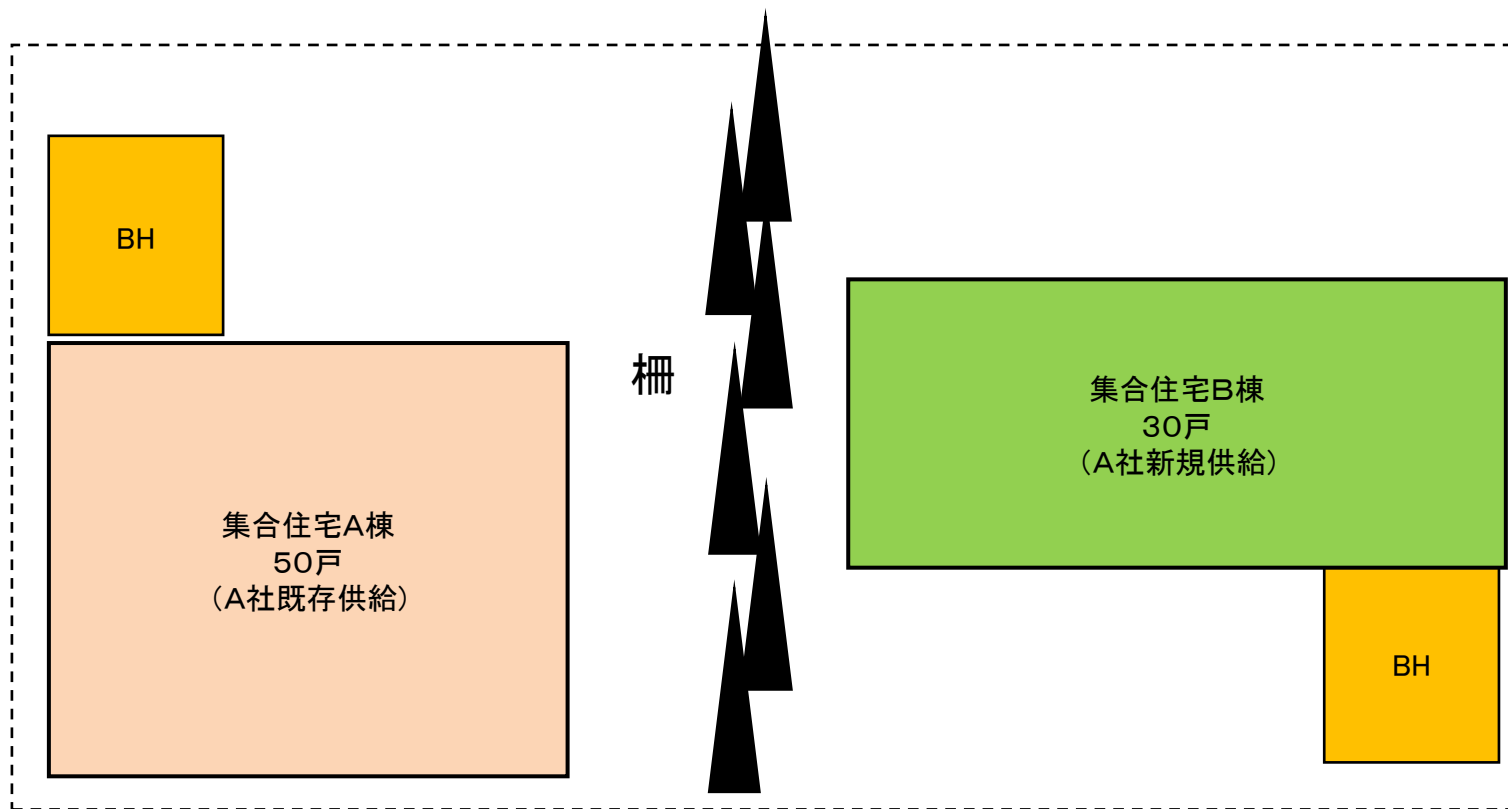
- ・住居表示が取り入れられていない集合住宅A(50戸)の近くに集合住宅B(30戸)が建つことになり、自社で供給することになった



B棟の建つ敷地とA棟の建つ敷地が、他の建築物の用に供されている敷地により完全に分断されている場合、それぞれが「**街区に類する区画**」となる。
今回、集合住宅AとBは敷地に隣接部分がないため、**ガス事業法の適用外**となる。

事例④ 集合住宅：住居表示が取り入れられていない場合

- ・住居表示が取り入れられていない集合住宅A(50戸)の近くに集合住宅B(30戸)が建つことになり、自社で供給することになった

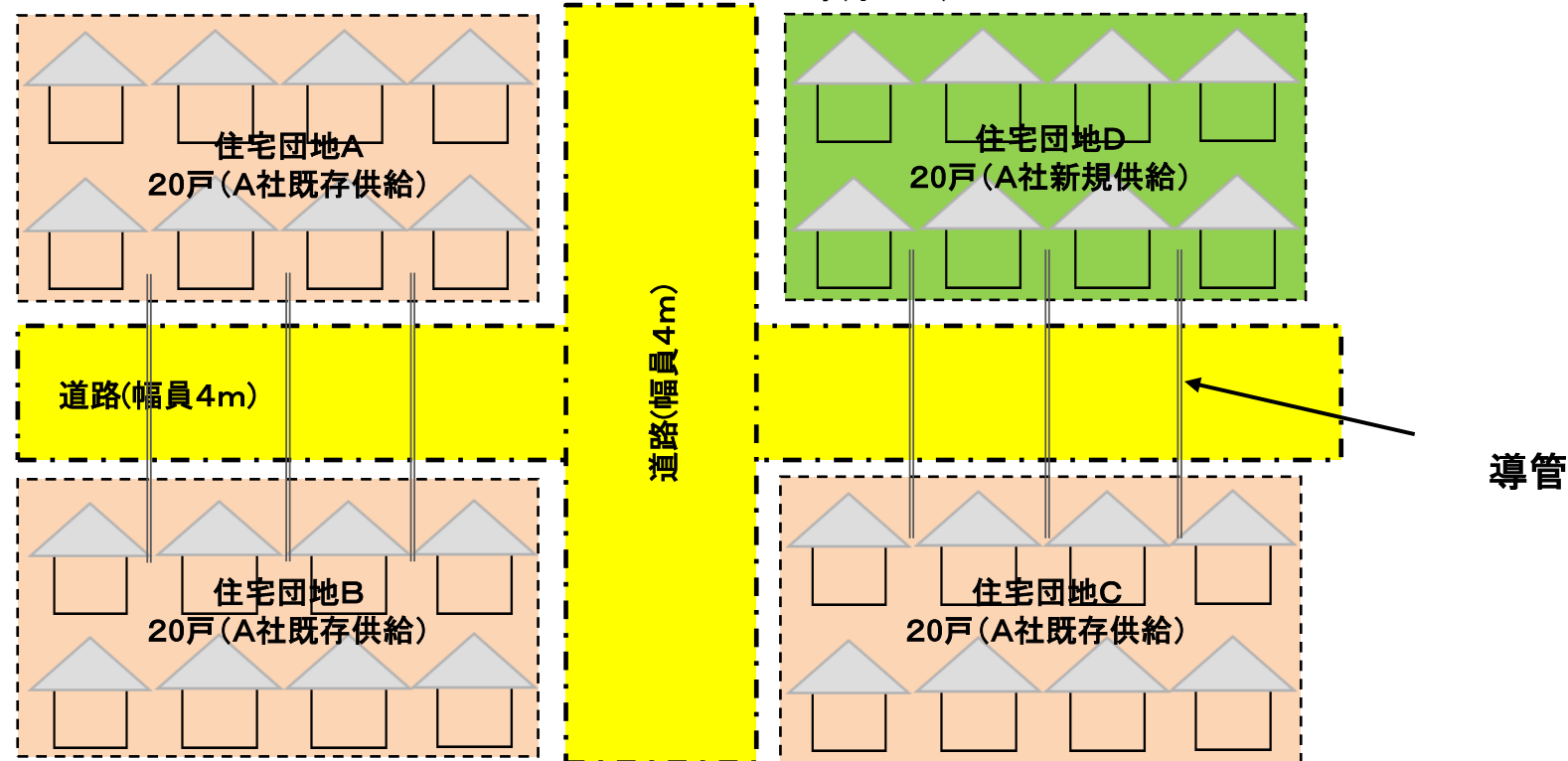


B棟の建つ敷地とA棟の建つ敷地に物理的障壁がある場合において、それらが恒久的な施設でない場合はまとめて「街区に類する区画」となる。今回の場合は、恒久的な設備ではないためガス事業法の適用となる。

事例⑤ 戸建住宅：住居表示が取り入れられていない場合

- ・住居表示が取り入れられていない場所において道路を横断するように住宅団地Dに供給することになった。

街区方式による住居表示を実施していない地域(地番表示) × ×町(字□□)



4 mの道路があるため住宅団地A、B、C、Dそれぞれが「街区に類する区画」となるが、道路を横断又は並行する導管によって供給が行われているため、この場合の「一の団地」は、「街区に類する区画」ではなく「町又は字」となりガス事業法の適用となる。

6. 法令違反事例について

法令違反の実例①

・ガス事業法上無登録で70戸以上の集合住宅に供給

- 相変わらずの事例であるが、今回の特筆すべき点は、この違法状態を組織の責任ある地位の者ほぼ全員がわかっていたにもかかわらず、液石法で供給してしまった。

ポイント

- 個々人の問題というより組織の問題と思われる。権限の集中、自己とは関係ないと考えてしまう、言い出しづらいなど、組織のあり方、組織運営が問われた事案である。
一方で、どこの組織でもありうる事案とも思われる。
- 再発防止策として
 - 組織運営改革としてチェック体制をダブル、トリプルにして個業化をさげ、権限の集中も避ける。
 - 公益通報の周知

法令違反の実例②

• 料金の誤徴収

- 上限バンドを突破して料金を徴収していた。
- 上限バンドより下がったのに上限バンドの金額を徴収していた。
- 上限バンドを外したが、上限バンド通りの金額で徴収していた

ポイント

ガスの輸入価格の高騰が長期化していることに起因の 1 つ

違反法令

経過措置

- 旧法第37条の6の2
- ➡ 供給約款による供給の義務 違反

自由化

- 法第14条、法第15条
- ➡ 供給条件の説明、書面の交付 違反

立入検査等の実施について

- ここ数年、コロナ等の為、ガス事業課の立入検査は、少数しかできませんでしたが、今年度は、ある程度の数、実施致します。
- 日頃からガス事業法を順守していただいていると思いますが、いつ検査が入っても良いようにしていただければと考えてます。

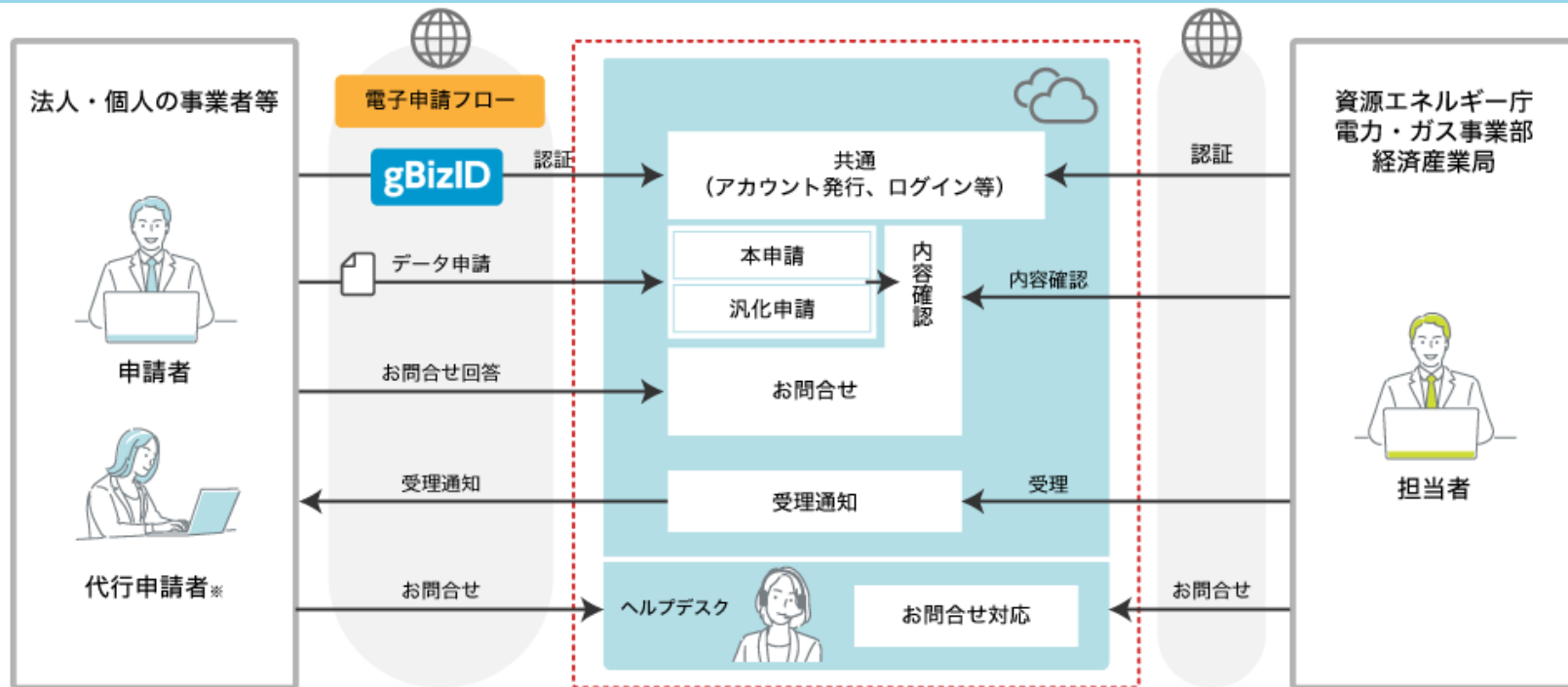
尚検査に入る前は、1か月程度前にはお知らせいたします。

7. その他

手続きの電子申請化が始まっています

対象手続きは以下**3つ**です。（順次拡大予定）

- ガス小売事業氏名等変更届出（法第7条第4項）
- ガス小売事業変更届出（法第7条第4項）
- ガス小売事業承継届出（法第8条第2項）



※手続きによって、代行申請の可否が異なります。



ご清聴ありがとうございました。

【お問合せ先】

〒330-9715

埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1

合同庁舎 1号館 8階

関東経済産業局

資源エネルギー環境部 ガス事業課 小売事業係 あて

TEL : 048-600-0414

Mail : bzl-kanto-gaskouri@meti.go.jp

URL :

https://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/gas_jigyo/index.html